

広島県告示第三百四十七号

広島県立総合体育館設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十八号。以下「条例」という。）別表の規定により、広島県立総合体育館における施設及び駐車場の利用料金の範囲を次のように定める。

平成三十年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 条例別表第一備考三に規定する大アリーナの利用に係る利用料金の範囲

区 分		使用時間及び単位	利用料金の範囲
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料有料の場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	六五、三〇〇円以内
		午後五時から午後九時まで一時間までごとに	一三〇、五〇〇円以内
		午後九時から午前九時まで一時間までごとに	一五六、六〇〇円以内
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料無料の場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	三二、三〇〇円以内
		午後五時から午後九時まで一時間までごとに	六四、五〇〇円以内
		午後九時から午前九時まで一時間までごとに	七七、四〇〇円以内
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料有料の場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	二一、五〇〇円以内
		午後五時から午後九時まで一時間までごとに	四三、〇〇〇円以内
		午後九時から午前九時まで一時間までごとに	五一、六〇〇円以内
入場料無料の場合		午前九時から午後五時まで一時間までごとに	四、七〇〇円以内
		午後五時から午後九時まで一時間まで一時間まで	九、四〇〇円以内

二 条例別表第二備考三に規定する小アリーナの利用に係る利用料金の範囲

区		分		使用時間及び単位	利用料金の範囲
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		入場料無料の場合			
		入場料無料の場合 で二分の一に区分 して使用する場合	入場料無料の場合 で四分の一に区分 して使用する場合	でごとに	一、三〇〇円以内
				午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	二、八〇〇円以内
				午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	二、三〇〇円以内
		入場料無料の場合 で二分の一に区分 して使用する場合	入場料無料の場合 で四分の一に区分 して使用する場合	でごとに	五、六〇〇円以内
				午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	四、七〇〇円以内
				午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	二、三〇〇円以内
		入場料無料の場合 で二分の一に区分 して使用する場合	入場料無料の場合 で四分の一に区分 して使用する場合	でごとに	八、五〇〇円以内
				午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	七、〇〇〇円以内
				午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	二、〇〇〇円以内
		入場料無料の場合 で二分の一に区分 して使用する場合	入場料無料の場合 で四分の一に区分 して使用する場合	でごとに	五〇、〇〇〇円以内
				午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	四一、七〇〇円以内
				午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	二〇、八〇〇円以内

四

条例別表第四備考三に規定する弓道場の利用に係る利用料金の範囲

合	区		区																																			
	専用使用の場合	入場料有料の場合	入場料無料の場合 で四分の一に区分 して使用する場合			入場料無料の場合 で二分の一に区分 して使用する場合			入場料無料の場合 で四分の三に区分 して使用する場合			入場料無料の場合																										
	使用時間及び単位	利用料金の範囲	午前九時から午後 五時まで一時間ま でごとに			午後九時から午後 五時まで一時間ま でごとに			午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに			午後九時から午後 五時まで一時間ま でごとに			午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに			午後九時から午後 五時まで一時間ま でごとに																				
	午前九時から午後 五時まで一時間ま	三、一〇〇円以内	六九〇円以内			五七〇円以内			三〇〇円以内			一、三〇〇円以内			一、一〇〇円以内			六〇〇円以内			二、〇〇〇円以内			一、七〇〇円以内			九〇〇円以内			二、七〇〇円以内			一、三〇〇円以内			一、二〇〇円以内		

入場料無料の場合					入場料無料の場合				
入場料無料の場合 で二分の一に区分 して使用する場合									
午後九時から午前 九時まで でごとに	午後九時から午前 九時まで でごとに	午後五時から午後 九時まで でごとに	午後五時から午後 九時まで でごとに	午前九時から午後 五時まで でごとに	午前九時から午後 五時まで でごとに	午後九時から午前 九時まで でごとに	午後九時から午前 九時まで でごとに	午後五時から午後 九時まで でごとに	午後五時から午後 九時まで でごとに
九〇〇円以内	七〇〇円以内	九〇〇円以内	三六〇円以内	一、八〇〇円以内	一、五〇〇円以内	七二〇円以内	七、五〇〇円以内	六、三〇〇円以内	

五 条例別表第五に規定する健康体力相談室の個人使用に係る利用料金の範囲

コース名		利用者区分		単位		利用料金の範囲	
全身持久力コース		小学校児童、中学校 生徒、高等学校生徒 及びこれらに準ずる 者		一人一回に つき		一、八〇〇円以内	
筋力コース		右に掲げる者以外の 者であって満一五歳 以上のもの		一人一回に つき		三、四〇〇円以内	
		小学校児童、中学校 生徒、高等学校生徒 及びこれらに準ずる 者		一人一回に つき		一、八〇〇円以内	
		右に掲げる者以外の 者であって満一五歳 以上のもの		一人一回に つき		三、四〇〇円以内	

基礎競技力コース		基礎体力コース	
小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者	一人一回につき	四三〇円以内	
右に掲げる者以外の者であって満一五歳以上のもの	一人一回につき	八四〇円以内	
小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者	一人一回につき	四三〇円以内	
右に掲げる者以外の者であって満一五歳以上のもの	一人一回につき	八四〇円以内	

六 条例別表第五備考二に規定するプール、トレーニングルーム及び健康体力相談室の利用に係る利用料金の範囲

プール	区分		使用時間及び単位	利用料金の範囲
	専用使用の場合	専用使用でない場合		
トレーニングルーム	専用使用の場合	一コースにつき	午前九時から午後五時まで一時間ごと	三、七〇〇円以内
			午後五時から午後九時まで一時間ごと	七、三〇〇円以内
			午後九時から午前九時まで一時間ごと	八、八〇〇円以内
			午前九時から午後五時まで一時間ごと	五、一〇〇円以内
			午後五時から午後九時まで一時間ごと	一、一〇〇円以内
			午後九時から午前九時まで一時間ごと	
			午前九時から午後五時まで一時間ごと	

健康体力相談室	専用使用の場合	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	八、八〇〇円以内
		午前九時から午後五時まで一時間までごとに	二、六〇〇円以内
		午後五時から午後九時まで一時間までごとに	五、二〇〇円以内
		午後九時から午前九時まで一時間までごとに	六、三〇〇円以内

七 条例別表第七に規定する駐車場の利用料金の範囲

回数券	区分及び単位	利用料金の範囲
	一台につき三〇分を超える場合、超える時間三〇分までごとに	三、〇〇〇円以内
		三〇〇円以内